

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（R7 基礎研修） よくあるご質問（Q&A）

	分類	質問	回答
1	実務経験	実務経験の1年とは、1年間のうち何日以上という基準があるか。	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。
2	実務経験	別紙参考資料3「児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件」に記載されている施設の中に"保育所"とあるが、認可外保育施設は実務経験として認められるか。	ここでいう"保育所"とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のことであるため、認可外保育施設は認められない。
3	研修分野	研修制度の新体系への移行に伴い、従来のサービス管理責任者研修の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）及び就労）及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一されたが、サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者への任用の要件としては、①実務経験者であることと、②研修修了者であることが、求められている。 改正後のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、当該研修を修了すれば、要件②に関しては、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の双方について満たされる。一方、要件①に関しては、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者で異なるので、それぞれの要件を満たすことが必要になる。 <u>したがって、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方の要件①を満たす者が、要件②を満たした場合は、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者のいずれにも任用が可能となる。</u>
4	申込書	他県からの申込は可能か。	受講対象者は岡山県内の事業所の従事者であり、他県の事業所の従業者からの申込は認めていない。
5	申込書	相談支援従事者初任者の修了証書（受講証明書）を紛失してしまったため、写しが添付できない。どうしたらよいか。	速やかに修了証書の再交付手続きを行い、必ず写しを添付して申し込むこと。再交付申請の方法については岡山県障害福祉課HP「各種養成研修について（ https://www.pref.okayama.jp/page/515098.html ）」に掲載している。